

⇩ 確定申告をすれば税金が戻る人

Q : 確定申告をすることで税金が戻ることがあると聞きましたが、詳細を教えてください。

A : 確定申告しなくてよい場合でも源泉徴収された税金や予定納税した税金が納め過ぎになっているときには、還付を受けるための申告書を提出すれば税金が戻ってきます。

【解説】

次のような場合は、還付申告をすることによって税金が戻ってくる場合があります。

- ① 所得が少ない人で配当所得、原稿料収入などがある場合
- ② 給与所得者で、雑損控除、医療費控除、寄附金控除、住宅借入金等特別控除又は政党等寄付金特別控除を受けることができる場合
- ③ 給与所得者で年の中途中で退職し、その後就職しなかったため年末調整を受けなかった場合
- ④ 予定納税をしたが、確定申告の必要がなくなった場合
- ⑤ 退職所得から源泉徴収された金額があり、退職所得以外の所得に係る定率減税の金額が、限度額（25万円）未満である場合

なお、確定申告書の提出は、通常2月16日からですが、還付を受けるための申告書の提出は、2月15日以前（閉庁日を除く）でも提出することができます。

また、還付申告はその年の翌年の1月1日から5年間でできますので、過去に申告をし忘れた方でも、今年であれば、平成11年分までの申告をすることができます。

